

条例の改正について

1 改正する条例

- (1) 松伏町学童クラブ設置及び管理条例（平成21年松伏町条例第3号）
- (2) 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松伏町条例第12号）

2 松伏町学童クラブ設置及び管理条例の改正について

(1) 制度の概要

放課後等に保護者が就労等により昼間留守となっている家庭の児童に対し、必要な保育を行い、もって児童の健全な育成を図るもの。

(2) 改正理由

学童クラブの保育料の額を改定するため。

(3) 内容

保育料の額を児童1人につき月額7,000円とする。（第9条）

(4) 施行期日

平成28年4月1日

3 松伏町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

(1) 制度の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定等に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの。

(2) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所において、保育士とみなすことができる職員に准看護師を追加する。

(3) 内容

小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所において、看護師を1人に限って保育士とみなすことができる保育士の配置要件の特例について、准看護師を追加する。（第29条、第31条、第44条、第47条）

(4) 施行期日

公布の日から施行

4 議会

平成27年9月議会上程